

令和5年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市 民 病 院 事 業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	220,058 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	340,200 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	601 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,400 人

2 脳卒中・神経脊椎センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	94,308 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	42,830 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	258 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	176 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	27,450 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	8,680 人
(9) 1日平均短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	75 人

(10) 1 日 平 均 通 所
リハビリテーション等利用者数 28 人

3 みなと赤十字病院事業

(1) 病 床 数 634 床
 (2) 年 間 入 院 患 者 数 174,050 人
 (3) 年 間 外 来 患 者 数 285,000 人
 (4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数 476 人
 (5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数 1,173 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、市民病院事業費用のうち、旧病院解体工事費 870,460 千円の財源の一部に充てるため、企業債 870,000 千円を借り入れる。

収 入

第1款	市民病院事業収益	32,048,812 千円
第1項	医 業 収 益	29,545,367 千円
第2項	医 業 外 収 益	2,489,619 千円
第3項	特 別 利 益	13,826 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業収益	9,140,644 千円
第1項	医 業 収 益	6,703,632 千円
第2項	医 業 外 収 益	2,392,262 千円
第3項	研 究 助 成 収 益	20,000 千円
第4項	介 護 老 人 保 健 施 設 収 益	24,750 千円
第3款	みなと赤十字病院事業収益	2,037,937 千円
第1項	医 業 収 益	61,282 千円
第2項	医 業 外 収 益	1,896,655 千円
第3項	特 別 利 益	80,000 千円
	合 計	43,227,393 千円

支 出

第1款	市民病院事業費用	33,407,067 千円
第1項	医業費用	31,651,350 千円
第2項	医業外費用	380,257 千円
第3項	特別損失	875,460 千円
第4項	予備費	500,000 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業費用	9,440,601 千円
第1項	医業費用	8,919,460 千円
第2項	医業外費用	158,018 千円
第3項	医学研究費用	20,000 千円
第4項	介護老人保健施設費用	42,258 千円
第5項	特別損失	100,865 千円
第6項	予備費	200,000 千円
第3款	みなと赤十字病院事業費用	1,532,680 千円
第1項	医業費用	999,725 千円
第2項	医業外費用	452,955 千円
第3項	特別損失	80,000 千円
合	計	44,380,348 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,190,344 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	市民病院事業資本的収入	1,469,219 千円
第1項	企業債	517,000 千円
第2項	一般会計負担金	947,419 千円

第3項 そ の 他 4,800 千円

**第2款 脳卒中・神経脊椎センター事業
資本的収入 1,376,723 千円**

第1項 企 業 債 500,000 千円

第2項 一 般 会 計 負 担 金 876,713 千円

第3項 そ の 他 10 千円

**第3款 みなと赤十字病院事業
資本的収入 1,884,429 千円**

第1項 企 業 債 275,000 千円

第2項 一 般 会 計 負 担 金 1,384,307 千円

第3項 一 般 会 計 補 助 金 225,122 千円

合 計 4,730,371 千円

支 出

第1款 市民病院事業資本的支出 2,573,177 千円

第1項 建 設 改 良 費 517,000 千円

第2項 企 業 債 償 還 金 1,951,137 千円

第3項 投 資 5,040 千円

第4項 予 備 費 100,000 千円

**第2款 脳卒中・神経脊椎センター事業
資本的支出 1,977,465 千円**

第1項 建 設 改 良 費 500,000 千円

第2項 企 業 債 償 還 金 1,377,465 千円

第3項 予 備 費 100,000 千円

**第3款 みなと赤十字病院事業
資本的支出 2,370,073 千円**

第1項 建 設 改 良 費 285,000 千円

第2項 企 業 債 償 還 金 2,085,073 千円

合 計 6,920,715 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市 民 病 院 建 物 総 合 管 理 業 務 委 託	令 和 6 年 度 从 来 令 和 7 年 度 未 だ	1,000,000 千 円
市 民 病 院 物 品 管 理 業 務 委 託	令 和 6 年 度 从 来 令 和 7 年 度 未 だ	5,620,000 千 円
市 民 病 院 洗 浄 滅 菌 ・ 手 術 室 等 補 助 業 務 委 託	令 和 6 年 度 从 来 令 和 7 年 度 未 だ	266,000 千 円
市 民 病 院 医 学 研 修 経 費	令 和 6 年 度	20,000 千 円
市 民 病 院 医 療 機 器 保 守 業 務 委 託	令 和 6 年 度 从 来 令 和 9 年 度 未 だ	692,000 千 円
脳 卒 中 ・ 神 經 脊 椎 セ ン タ ー 医 学 研 修 経 費	令 和 6 年 度	10,000 千 円
脳 卒 中 ・ 神 經 脊 椎 セ ン タ ー 施 設 管 理 委 託	令 和 6 年 度 从 来 令 和 7 年 度 未 だ	400,000 千 円
脳 卒 中 ・ 神 經 脊 椎 セ ン タ ー 検 査 業 務 委 託	令 和 6 年 度 从 来 令 和 7 年 度 未 だ	270,000 千 円
み な と 赤 十 字 病 院 救 急 外 来 拡 張 工 事 費	令 和 6 年 度 从 来 令 和 7 年 度 未 だ	320,000 千 円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 施設整備工事費及び医療備品購入費等に充てるため。

- (2) 限度額 2,162,000 千円
- 市民病院
建設改良費等充当企業債 1,387,000 千円
- 脳卒中・神経脊椎センター
建設改良費充当企業債 500,000 千円
- みなと赤十字病院
建設改良費充当企業債 275,000 千円
- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和5事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 7.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,089,767千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、18,615,658千円と定める。

令和5年2月7日提出

横浜市長 山中 竹春